

青森県D P A T運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故（人為災害）（以下「災害等」という。）が発生した場合及び新興感染症がまん延した場合、時に必要な医療被災者並びに地域の医療従事者、救急隊員、行政職員、及び保健職員等（以下「支援者」という。）に対し、精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた青森県災害派遣精神医療チーム「D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「青森県D P A T」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害等発生後における緊急支援体制の強化を図ることを目的とする。

(活動範囲)

第2条 青森県D P A Tの活動範囲は、原則として青森県内外の災害等の被災地域での活動とする。

(活動内容)

第3条 青森県D P A Tは、原則として、被災地域内に設置されたD P A T活動拠点本部の調整下で次に掲げる活動を行う。

- (1) 災害現場等での情報収集とアセスメント
- (2) D P A Tの活動内容の情報発信
- (3) 災害等によって障害された既存の精神医療システムの支援
 - (ア) 災害等によって障害された地域精神科医療機関の機能の補完
 - (イ) 避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者に対する継続的で適切な精神医療の提供
- (4) 災害等のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- (5) 支援者の支援
- (6) 精神科医療に関する適切な知識・情報の普及啓発
- (7) D P A Tの活動記録と処方箋の作成
- (8) 後続D P A Tに対する活動情報の引継ぎ

(編成)

第4条 青森県D P A Tは、次により編成する。

- (1) D P A T先遣隊及びローカルD P A T
- (2) 次に掲げる要件を満たし、青森県D P A T登録申請書（第1号様式）により青森県に申請し登録された機関（以下「登録機関」という。）
 - (ア) 青森県D P A Tを派遣する意思を有すること。
 - (イ) 青森県D P A Tの活動に必要な人員及び装備を有すること。
- 2 青森県D P A Tの1チームの構成は、精神科医師、看護師及び業務調整員の3人を基本とし、前項各号の各機関単独によるほか、複数の機関による編成も可能とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、状況に応じて構成職種及び人数を調整できるものとする。

(派遣協定)

第5条 青森県知事（以下「知事」という。）は、青森県立つくしが丘病院及び登録機関との間に青森県D P A Tの派遣に関する協定を締結するものとする。

(協定の辞退)

第6条 青森県立つくしが丘病院及び登録機関は、特殊事情等により協定を辞退したい場合は、辞退届（第2号様式）を提出しなければならない。

(統括者)

第7条 青森県DPAT統括者は、青森県立精神保健福祉センター所長及び県が任命する者が務める。

(派遣基準)

第8条 青森県DPATの派遣基準は、次のとおりとする。ただし、原則として災害救助法（昭和22年法律第118号）適用災害又は新興感染症がまん延した場合に対して派遣するものとする。

- (1) 県内で災害等が発生し、被災市町村から青森県災害対策本部に対して青森県DPATの派遣要請があった場合
- (2) 県外で災害等が発生し、厚生労働省又は被災都道府県から県に対して青森県DPATの派遣要請があった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(派遣)

第9条 知事は、前条の派遣基準に照らし、青森県DPATの派遣が必要と判断するときは、青森県DPATとして編成されたチーム（以下「編成チーム」という。）の所属する機関の長に対して、編成チームの派遣を要請するものとする。

2 編成チームの所属する機関の長は、前項の派遣要請を受けたときは、編成チームを派遣する。

(活動期間)

第10条 編成チームの1回当たりの活動期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

(研修等)

第11条 知事及び編成チームの所属する機関の長は、青森県DPATの質の維持及び向上を図るため、研修及び訓練に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱によるもののほか青森県DPATに係る事項については、知事と編成チームの所属する機関の長が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は平成28年 5月13日から施行する。

この要綱は平成28年 8月 2日から施行する。

この要綱は平成29年 9月26日から施行する。

この要項は令和 6年12月 9日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

青森県 DPAT 登録申請書

青森県知事殿

青森県 DPAT 運営要綱第 4 条に基づき、次のとおりチーム編成し、青森県 DPAT の登録を申請します。

機関名	
住所	
電話	
連絡担当者名 Email	
DPAT 編成	単独チーム（可 否） 協同チーム（可 否） 協同チーム先（ ）
派遣可能職種	精神科医師（ 人） 看護師（ 人） 精神保健福祉士（ 人） 保健師（ 人） 心理職（ 人） 業務調整員（ 人） その他（ 人） 青森県 DPAT は、単独機関での編成、複数機関による編成も可とする。

年 月 日

機関名

機関長名

※押印不要

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

青森県知事殿

機関名
機関長名

※押印不要

青森県DPATに関する辞退届

（ 理 由 ）により、 年 月 日に締結した青森県DPATの派遣に関する協定を辞退します。

青森県D P A Tの派遣に関する協定書

青森県（以下「県」という。）と（以下「登録機関」という。）は、青森県D P A T運営要綱（以下「運営要綱」という。）第5条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、青森県D P A T（県の派遣要請に基づき登録機関が派遣するものをいう。以下同じ。）を県内外の被災地域に円滑に派遣することを目的とする。

（派遣等）

第2条 県は、運営要綱に基づき、青森県D P A Tによる精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う必要が生じたときは、登録機関に対して青森県D P A Tの派遣を要請するものとする。

2 登録機関は、県からの派遣要請を受け、派遣が可能と判断したときは、青森県D P A Tを派遣させるものとする。

（指揮命令系統等）

第3条 青森県D P A Tに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、運営要綱第7条に定める統括者及び県が指定する者が行うものとする。

2 県内の災害や新興感染症等の対応に際し派遣する場合は、青森県D P A Tは被災地域の災害等の対策に係る体制の中で活動するものとする。

3 県外の災害や新興感染症等の対応に際し運営要綱第9条に基づき青森県D P A Tを派遣する場合は、被災都道府県のD P A Tの受入に係る体制の中で活動するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、青森県D P A Tの隊員の身分については、登録機関の管理下にあるものとする。

（活動内容）

第4条 青森県D P A Tは、被災地域内で運営要綱第3条に定める活動を行うものとする。

2 青森県D P A Tは、移動、医薬品等の医療資材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

3 県及び青森県D P A T統括者並びに登録機関は、広域災害救急医療システム（EMIS）等を活用し、派遣された青森県D P A Tの後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 第2条の規定により、登録機関が派遣した青森県D P A Tが、前条第1項に定める活動を実施する場合に要する次の各号に掲げる費用は、県が支弁するものとする。

（1）当該青森県D P A Tの派遣に要する経費

（2）当該青森県D P A Tが携行し、使用した医薬品等の実費

（3）前各号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち県が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 登録機関が派遣した青森県DPATが、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第7条の規定により救助に関する業務に従事した場合には、法第18条第2項の定めによるところにより同項に定める費用は、県が支弁するものとする。

(損害賠償)

第7条 県は、登録機関が派遣した青森県DPATの隊員が、その業務に従事したために負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急処置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 県は、登録機関が派遣した青森県DPATの活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度県と登録機関が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、契約締結の日から適用し、県又は登録機関が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、県及び登録機関が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

県

登録機関